

令和6年4月1日

各 位

津山工業高等専門学校
地域共同テクノセンター長

技術指導に関する相談及び機器の利用の料金の支払い方法の変更について（通知）

平素より、格別のご配慮・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本校では、技術相談等に関する料金の支払い方法を、令和6年4月1日より以下のように変更いたしました。

【変更後】

基本的に、発生費用を前払いしていただくことになります。

実際には、技術相談は1回を30分として計算し、実績に応じて30分単位で増加させます。

初回に関しては、下記に示します**【利用料の減免措置】**があるため技術相談実施前に振り込みの必要はありません。

技術相談実施後に減免分を超過した分の支払いをお願いすることになります。

送付される請求書の期日までに入金してください。

2回目以降は、もし利用料の減免措置の残高が無い場合は、事前（技術相談・機器利用を希望する日以前）に「見積金額」を振り込んでいただく必要があります。

3Dプリンター等造形に係る材料の使用料については、形状データ（STL形式）をお送り頂いた時点で見積もり可能です。請求金額を利用日までに振り込んでいただくようお願いいたします。

【利用料の減免措置】

（1）津山高専技術交流プラザ会員企業

技術相談及び機器利用する場合、1年間につき3時間分は無料とします。ただし、3Dプリンターの利用に関しては、技術相談及び機器利用する3時間相当分を減額します。

(2) 上記以外の企業

技術相談及び機器利用する場合、1年間につき1時間分は無料とします。ただし、3Dプリンターの利用に関しては、技術相談及び機器利用する1時間相当分を減額します。

【変更前_現在】(参考)

技術相談及び機器利用後に、かかった時間に対し

基本 30 分あたり 2750 円

の料金の支払いをお願いする。

ただし、3Dプリンターに関する費用は、1回あたり

9900 円 + 使用した材料費 (体積 × 100 円)

となります。

支払いは使用後に減免分を除いて、支払っていただいております。

【利用料の減免措置】

(1) 津山高専技術交流プラザ会員企業 (上述に変更なし)

技術相談及び機器利用する場合、1年間につき3時間分は無料とします。ただし、3Dプリンターの利用に関しては、技術相談及び機器利用する3時間相当分を減額します。

(2) 上記以外の企業 (上述に変更なし)・

技術相談及び機器利用する場合、1年間につき1時間分は無料とします。ただし、3Dプリンターの利用に関しては、技術相談及び機器利用する1時間相当分を減額します。

以 上